

規制の事前評価書要旨

【別紙 4 -

法律又は政令の名称	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律
規制の名称	措置入院者に対する退院促進措置の義務付け
規制の区分	新設
担当部局	社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課
評価実施時期	令和4年9月
規制の目的、内容及び必要性	措置入院者の地域生活への移行を促進するため、措置入院者を入院させている精神科病院又は指定病院の管理者に対し、措置入院者及びその家族等からの退院後の生活環境に関する相談に応じる退院後生活環境相談員を選任することを義務付けることとする。また、措置入院者又はその家族等から求めがあった場合その他必要と認められる場合には、これらの者に対して、地域援助事業者を紹介しなければならないこととする。
直接的な費用の把握	精神科病院の管理者に対し、退院後生活環境相談員の選任のための人件費や、地域援助事業者の情報収集等に係る費用等が生じる。
直接的な効果(便益)の把握	退院後生活環境相談員の選任や地域援助事業者の紹介により、措置入院者は、退院後の地域生活における相談支援や居宅介護支援を行う事業者とつながることができ、地域で安心して暮らせる体制の整備を促進することができる。
副次的な影響及び波及的な影響の把握	想定されない。
費用と効果(便益)の把握	精神科病院の管理者に対し、退院後生活環境相談員の選任や地域援助事業者の紹介による一定の負担が生じるものの、措置入院者は、退院後の地域生活における相談支援や居宅介護支援を行う事業者とつながることができ、地域で安心して暮らせる体制の整備を促進することができるようになるため、本規制の内容は適当と判断する。
代替案との比較	代替案としては、措置入院者に対する退院促進措置を努力義務として規定することが考えられる。この場合、努力義務の遵守が各精神科病院の管理者にゆだねられることとなり、取組の実施に精神科病院間で差が生じ、その効果が限定されるおそれがある。
その他の関連事項	該当なし。
事後評価の実施時期等	この法律の施行後5年を目途として、改正後の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の規定について、その施行の状況等を勘案しつつ検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

